

Chromebook端末貸出および Googleアカウント利用に係る留意事項

令和8年4月作成
赤穂市教育委員会総務課

2ページありますので、よくお読みください。

【1ページ目】

Chromebook 端末貸出およびGoogle アカウント利用に係る留意事項



【1】	公序良俗に反することや、違法行為、極端な生活リズムを崩すような利用はやめてください。本市においてChromebook端末の通信記録や、Web アクセスの履歴を調査・確認することがあります。なお、学校外での利用の際は、インターネット接続に係る通信料金については、各ご家庭でご負担をお願いします。
【2】	貸出機器の利用にあたり、以下の事項の遵守をお願いします。以下の事項が守られず、貸出機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、弁償等の対応をしていただくことがあります。 ・他人への転貸(また貸し)や転売をしないでください。 ・精密機器につき、丁寧・適正な取扱いをお願いします。 ・校内において、乱暴に取り扱って故意に破損させたりした場合はご家庭での負担をお願いします。 ・学校外へ持ち出す場合、校外での破損・故障についてはご家庭での負担をお願いします。
【3】	貸出機器について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。必要な手続きをお願いすることがあります。故障と判断しても、勝手に修理はしないでください。なお、盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。
【4】	アカウントの利用については以下の点に留意して利用してください。 ・乗っ取りや情報漏洩を防ぐため、アカウントID、パスワードは厳重な管理をお願いします。 ・校内の情報(他の児童生徒、教員などの情報や授業のプリントや写真、資料など学習内容の情報)や、著作物(画像、音声、動画など)は学校での授業の利用に限ります。これらの情報については、個人所有の機器やSDカード、USBメモリなどに保存しないでください。 ・個人や家族所有のGoogle アカウントがある場合、学校のアカウントと混同しないよう十分注意して利用してください。

=====

【2ページ目】

GIGA スクール構想に基づく1人1台端末の 無償貸出およびアカウント利用についての内容



1	<h3>貸出機器の貸出およびアカウント利用の対象について</h3> <p>※市立小・中学校に通学する全児童生徒 ※端末は無償貸出であり、転校や卒業等、お子様の在籍期間終了時には学校に返却をお願いします。 ※アカウントについては中学校卒業時まで継続して利用します。転校や卒業時には一定期間後にアカウントを削除する予定です。 ※端末番号を記載したシール等を貼り付けていますので、はがさないでください。</p>
2	<h3>利用アカウントについて</h3> <p><Google Workspace for Education のアカウント> ※*****@g.ako-hyg.ne.jpの形式で1人につき1アカウントを発行しています。</p>
3	<h3>使用について</h3> <p>・貸出機器は、学校の授業におけるデジタル資料の閲覧や作品の制作等の活動に使用します。 ・貸出機器の各ご家庭への持ち帰り利用については、各ご家庭にてインターネット通信環境(無線LAN(Wi-Fiワイファイ)または、テザリング機能)をご準備ください。また、その際の通信費は各ご家庭の負担となります。</p>
4	<h3>貸出機器の操作・トラブル等について</h3> <p>・貸出機器の故障や破損、紛失、盗難等の事由により、修理・交換が必要となった場合は、速やかに学校に申し出てください。また、故障と判断しても、勝手に修理はしないでください。 ・アカウント情報やパスワード等の個人情報が外部に流出した恐れがあるとき、身に覚えのない利用歴があるなどアカウントの不正利用の恐れがある場合は、速やかに学校に申し出てください。</p>

内容に関する質問等がありましたら、
赤穂市教育委員会総務課(Tel:0791-43-6857 / FAX:0791-43-6895)までお問い合わせください。